

24川監公第9号

平成24年11月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年3月26日付け24川監公第3号で公表した定期監査及び同日付24川監公第4号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 東正則

同 石川建二

24川総行革178号

平成24年9月28日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年3月26日付け24川監報第3号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度第2回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 設計に必要な業務仕様を定めた上で見積りを取得すべきもの

[指摘の要旨]

設計変更における共通仮設費の安全費として計上した警戒船業務は、積算基準に歩掛りがないたため見積りにより算定されていたが、この見積りの取得に際して、使用する船舶の規格、業務員数等についての業務仕様を定めていないことから、これにより算定した設計金額の根拠及び必要となる業務の実施について確認できないものとなっていた。

積算において見積りを採用する際には、業務の内容に応じた仕様を明確に示した上で見積りを取得して設計金額を算定されたい。

[措置内容]

見積依頼書においては、業務の内容に応じた仕様を明確に示すよう見直しました。

また、関係職員を対象に説明会を開催し、見積り依頼書に業務仕様を必ず明記し、見積りを取得するよう周知徹底しました。

(建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

2 緊急工事における出来高積算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

工事の出来高に基づく精算に際し、一部の工事において施工調書、工事写真等の提出物から、変更設計に計上した人工数及び作業員の職種を把握することができず、労務費の査定額が適切であるかを確認できないものとなっていた。

緊急工事における設計・監督の取扱要領によると、工事費の精算に当たっては、労務費は写真等で人工数の把握をすることとされていること、また、査定額が過大とならないよう十分注意することと規定されていることから、精算を行う際には、請負者から人工数及び作業員の職種を確認できる提出物を求め、適切に査定を行われたい。

[措置内容]

出来高精算における人工数及び職種の把握については、緊急工事における設計・監督の取扱要領（平成24年4月改正）に基づき、人工数の確認ができる写真等の提出を求め、工事施工調書において作業員名・職種等を確認し、査定額が過大とならないよう適切な精算を行います。

また、指摘事項については、担当者会議を開催し、出来高精算においては、この取扱要領に基づき、適切な精算を行うよう関係職員に周知徹底しました。

(川崎区役所道路公園センター整備課、幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、高津区役所道路公園センター整備課、宮前区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課)

3 公共下水道への接続に関する事前協議を行うべきもの

[指摘の要旨]

雨水排水施設の補修における集水柵の設置において、集水柵から下水本管

に接続する工事に際して、工事に関する事前協議が行われていなかった。

この協議は、不良工事の防止、下水道台帳の適正な管理等のために、下水本管への接続位置、取付管の口径などについて行うものである。

道路管理者及び公共下水道管理者間において締結した、雨水に関わる業務分担に関する要領によると、雨水集水桝等の排水構造物から下水本管に接続する際には、工事内容について事前協議を行うものとされていることから、公共下水道管理者との協議を行われない。

[措置内容]

公共下水道管理者との協議を確実に実施するため、公共下水道への接続および撤去に関する事前協議の手引き（平成24年4月1日施行）を定めました。

また、監督員はこの手引きに沿って、公共下水道管理者との事前協議を行い、許可を得た上で施工するよう関係職員に周知徹底しました。

（川崎区役所道路公園センター整備課、麻生区役所道路公園センター整備課）

4 その他改善を要するもの

（1）変更設計に伴う間接工事費の積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

直接工事費の増額に伴う間接工事費の積算において、経費率の低減を行わず算定していた事例

[措置内容]

指摘事項においては、土木工事標準積算基準書に沿って適切に行うよう、関係職員を対象に説明会を開催し周知徹底しました。

（建設緑政局緑政部公園緑地課）

（2）補償工事の整備範囲等について文書による約定をもとに設計・施工すべきもの

[指摘の要旨]

工事内容について書面による取り交わしがなく、整備面積等の根拠を確認できなかった事例

[措置内容]

補償工事の整備面積等において、事業執行課と補償対象者との間で、文

書による取り交わしを行いました。

今後は、整備範囲等を示した事前文書による約定をもとに設計・施工を行うよう会議を開催し、関係職員に対し周知徹底しました。

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

(3) 河川工事におけるコンクリート構造物に関する種別等の適用を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

工事費の積算において、積算基準に基づくコンクリート構造物の打設工法の選定が適切でなかった事例

[措置内容]

コンクリート構造物の打設工法について、土木工事標準積算基準書や積算参考資料をもとに関係職員に対し講習を行い、周知徹底しました。

(多摩区役所道路公園センター整備課)

(4) 電気設備工事の設計及び工事監理の責任を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

駐輪場整備工事における一部工事の設計者及び監督員の設定が、業務を実施した担当者と異なっていた事例

[措置内容]

電気設備に関する部分がある工事においては、設計書(新規押印欄設定)及び電気施設等設計図書に電気設備担当者が押印することとしました。

また、監督については実態に合わせ道路公園センターの土木職の職員が適切に業務を遂行するよう、会議を開催し、関係職員に周知徹底しました。

(麻生区役所道路公園センター整備課)